

2021年2月16日

原子力規制庁  
緊急事案対策室 御中

ニュークリア・デベロップメント株式会社

原子力事業者防災業務計画に規定する緊急時対策所について(連絡)

原子力事業者防災業務計画に規定する緊急時対策所の OA フロア化工事を計画しており、工事中の代替措置について下記のとおりご連絡致します。

#### 記

1. 代替措置 :

工事中に移動する非常用通信設備他は隣接するロビーに仮置きし、電源、電話回線を接続し、工事中も常時使用可能な状態を維持する。

2. 工事中に緊急時対策所から移動・仮置きする設備・機器 :

非常用通信設備※及び什器類

※

- ① 災害時優先電話回線 ; 1 台
- ② 茨城原子力安全協定事業所緊急電話回線 ; 1 台
- ③ 消防直通回線 ; 1 台
- ④ 通常電話回線 ; 4 台
- ⑤ 衛星携帯電話 ; 1 台
- ⑥ 一斉 F A X 機 ; 1 台
- ⑦ U S B 型通信端末 ; 1 台

注) 詳細は別紙参照

以上

2021年2月16日

ニュークリア・デベロップメント株式会社

## 緊急時対策所 OA フロア化工事

### 1. 工事の背景と狙い

近年、緊急時対策所で使用する電子機器（パソコン、電子ホワイトボード、書画装置等）が増加していることに伴い電源・通信ケーブルが増えている。従来はケーブルを床にテープ等で固定していたが、防災要員が移動する際にケーブルにつまずき、電子機器故障等のトラブルが発生する可能性があった。また、電源ケーブルが踏まれたり、什器の下で圧迫され損傷することにより電気火災の原因となるリスクもある。

このため床をOAフロア化し、電源・通信ケーブルをOAフロア内に収納することにより、緊急時対策所でのトラブルの未然防止を図ると共に、将来のレイアウト変更時にも特別な工事なしに対応を可能とする。

### 2. 工事の概要

#### (1) 期間



#### (2) 内容

- ① 仮設用電話線敷設置
- ② 設備・機器移動、動作確認
- ③ OAフロア設置工事
- ④ 電源、電話線敷設工事
- ⑤ 設備・機器復旧、動作確認

### 3. 工事中の代替措置

- ① 緊急時に使用する設備・機器を隣接したロビーに仮置きする。
- ② 仮置き中の設備・機器は電源、電話回線を接続し、常時使用可能な状態を維持する。
- ③ 工事の期間中、毎朝、当社社員が設備・機器の点検を行う。

工事に伴い緊急時対策所から隣接するロビーに移動・仮置きする機器は下記の通り。また、仮置き場所を図-1に示す。

- (1) 原子力事業者防災業務計画 別表第8の中で移動する設備等（表-1参照）

- ① 災害時優先電話回線；1台
- ② 茨城原子力安全協定事業所緊急電話回線；1台
- ③ 消防直通回線；1台
- ④ 通常電話回線；4台
- ⑤ 衛星携帯電話；1台
- ⑥ 一斉FAX機；1台
- ⑦ USB型通信端末；1台

(2) 別表第8に記載されていないが移動する設備等

- ⑧ ホワイトボード；7台
- ⑨ コピー機；1台
- ⑩ 書画装置；1式
- ⑪ パソコン；13台
- ⑫ ERC専用FAX機；1台
- ⑬ 机、椅子；一式

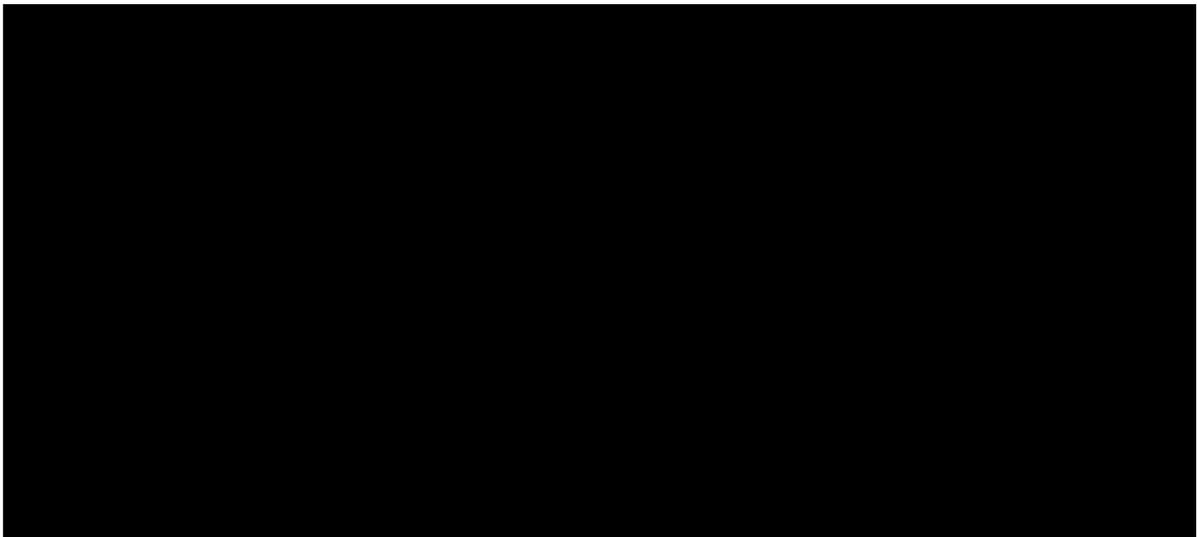
## 表－1 緊急時対策所に設置されている設備・機器

別表第8 緊急時対策所

|      |  |
|------|--|
| 設置場所 | 別図第7に記載の事務棟内1階<br>使用施設とは別棟に配置しており、放射線防護が可能である。また、新耐震基準に基づいて建設した鉄筋コンクリート造りの1階にあり、東日本大震災（震度6弱）において活動拠点となった実績がある。海岸から6km、標高31mの地にあり津波にも耐えられる。また、使用施設から100mほどの距離にありアクセスが容易である。 |
| 面積   | 93.6 m <sup>2</sup>  |
| 設備等  | 非常用通信設備：災害時優先電話回線1台<br>茨城原子力安全協定事業所緊急電話回線1台、<br>消防直通回線1台、通常電話回線4台、携帯電話40台<br>以上、衛星携帯電話1台<br>一斉FAX機1台、一斉FAX予備機1台（同一建屋内）<br>USB型通信端末   |
|      | 非常用電源設備：固定式非常用ディーゼル発電設備1台（緊急時対策所に電力供給可能）、可搬式非常用発電機1台   |
|      | 井戸1基   |
| 備品等  | 重油：7kL以上（約10日分）<br>ガソリン：20L  |
|      | 食料品等：5日分（2000食）  |
|      | 移動・輸送手段：7人乗り自動車、電動バイク、電動アシスト自転車 各1台  |

工事中、別場所に仮置きする設備・機器

設備は代替機能を有すものとし、設備及び備品等について管理要領を定めて維持する。  
点検頻度は1回/月とする（非常用電源設備は月例、年次点検実施）。



図－1 工事中の設備・機器仮置き場所